

わたしのまち佐賀はわたくしの手でつくったもの、住む人々、育むもの、みんなのしあわせのために誇りと責任をもつて、おおらかで自由な感じのよいふん、気をつくりましょう。美しい風景を、かしこめ魅力のあるまちづくりとすすめましょう。広い視野で、明日とくる産業を育てましょう。

蚊の天敵タツブミノーを放流  
暖かくなるとやっかいなのが、ブーンと飛んでくる。これは、南事業所で繁殖させているもので、放流は五月二日、市内十七か所のクリークに放流されました。これは、ボウフラのうちには、タップミノーが、一日に約五十匹のボウフラを食べ、一年間に約十五倍にも増えるといわれていますので、これからクリークの水温が上がると共に数も増えて、ボウフラを食べてくれるのではと期待



ボウフラ退治のエースとして、放流されるタツブミノー（循誘公民館前で）

## ボウフラ退治の主役

蚊の駆除は、とても市だけによる蚊の防除に、約千一百五十万円の予算を組んでいます。その蚊をボウフラのうちには、天敵魚タツブミノーが、五百一戸溝の一部で、できるものではなく、どうしても市民のみなさん

私たちの国民健康保険その2  
保険証と保険給付

の協力が必要です。家の周りの排水溝はじめ、水たまり、雑草の繁茂、空から、飛びなどは蚊の発生場所となります。町区そろって、家の周囲を点検し、蚊の発生場所をなくして、蚊のいない町を実現したいものです。

● 法定給付の内容 (別図)

	発生したとき	給付されるもの
法定給付	▶ 病気をしたり、けがをしたとき。 ▶ 1か月3万9千円を超える治療費を支払ったとき。	療養の給付、お医者さんのかかる費用を払い戻す。 高額療養費の支給
任意給付	▶ 死亡したり、赤ちゃんが生まれたりしたとき。 ▶ 65歳以上のお年寄り。 ▶ 1歳までの乳児。 ▶ 重度心身障害者。	赤ちゃんの支給(15,000円)。 助産費の支給(60,000円)。 医療費は、無料です。

● IV 保険証をもつて お医者さんへ

● V 保険給付

「保険給付」とは、私た

ちが、病いやがをしてお

医者さんにかかるとき、

あるいは、出産や死亡など

のときに、国保が現物の給

付や現金の支給をしたりす

ることをいいます。

をつけましょう。

この保険給付(別図)に

は、「法定給付」と「任意

給付」とあります。

「法定給付」とは、絶対

に給付しなければならない

もの、「任意給付」とは

給付額や給付するかどうか

を保險者が独自に決めるも

のです。

意ください。

△本人が書き換える手続き

をするもの

をつけてください。

せください。

2・153へお問い合わせ

ください。

年目にあたります。

そこで、毎年五月十二日

を「民生委員の日」と定め

全国一斉に、民生委員の方

がたが地域福祉活動など住

民の立場から福祉行政に協

力していただいている実態

をあらためて認識し、福祉

の増進に取り組む決意を新

たにする日を定めたもので

す。

五月十二日から十八日ま

で「民生委員児童委員活動

強化週間」として各地区で

催しがかり広げられます。

この機会にわたしたちは

地区的民生委員さんの活動

に感謝し協力をしたいもの

## 住居表示でわかりやすく

6月1日から実施

佐賀市の住居表示整備事業は、昭和四十一年四月からはじまり、今までに、今回を含め、実施計画の約八十二ヶ所が終わっています。

六月一日から、新しく住居表示になる区域は、神野公園南側の道路と長崎本線

バス沿いの卸売団地周辺の鍋島町大字八戸溝の一部です。(下図)

新しい町名は、八戸溝や三丁目と卸本町(おろほんまち)と命名されました。

新町名になる世帯は、四三四帶人口は一、六三三人となっています。



